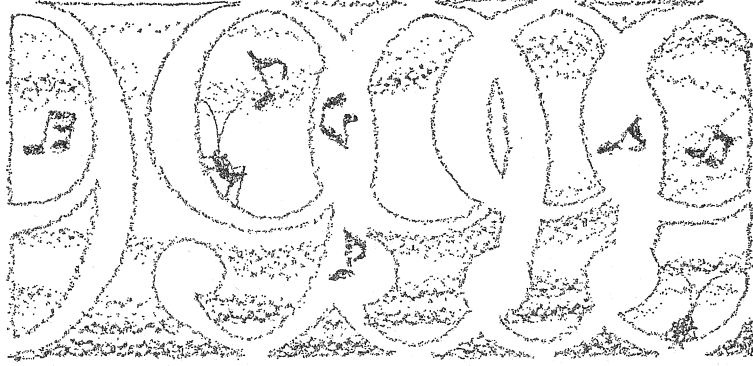
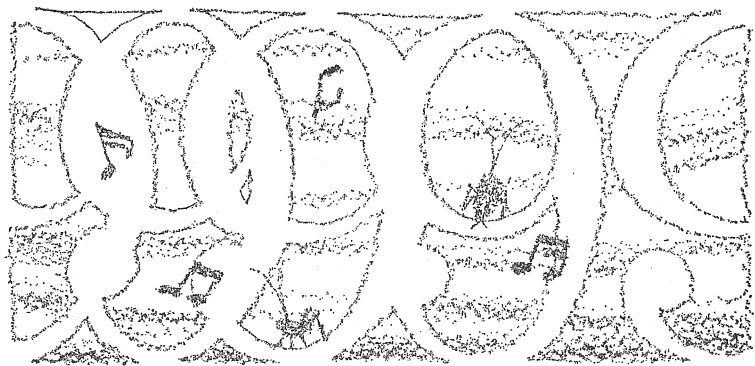


文部時報

昭和五十三年九月
第一二一六号

特集 文化財の保護

日本伝統文化の特性……………	林屋辰三郎	4
〔座談会〕		
生活の中に生きる伝統文化		
〔出席者〕 戸塚 文子・山中 昌裕・栗原 一登		
田原 久・八司会▽蕃谷 利雄		
漆碗をめぐるって……………	福岡縫太郎	27
文化財と科学的保存……………	関野 克	33
近代建築の保存……………	村松貞次郎	40
——その調査と当面の問題点——		
〔解説〕		
国立の芸能公開施設について……………	文化庁無形文化民俗文化課	52
〔資料〕		
無形文化財等指定一覧……………		58
〔現地ルポ〕		
「標津町の広域遺跡保存」について……………	柳沢 巽	62
十八年ぶりに復活した小浜の壬生狂言……………	高橋 秀雄	65
随想		
標準・目安・制限……………	林 大	48



法人紹介		
財団法人 文化財建造物保存技術協会……………	日名子元雄	68
特別連載		
変わる国公立大学入試④……………	大学局大学課	72
連載第五回		
世界の民族——黒アフリカ——……………	和田 正平	87
海外教育ニュース……………	大臣官房調査統計課	74
芸術振興に関する連邦の政策（アメリカ）／教育と青少年		
問題（アメリカ）／学校五日制実施の原則（西ドイツ）		
文部省のまじ		
「教材基準」を改訂……………	初等中等教育局財務課	78
測地審「地震・火山噴火予知計画」を建議……………	学術国際局学術課	80
文化庁創設十周年記念式典行われる……………	文化庁庶務課	82
「地域社会と文化に関する小委員会」を		
名古屋で開催——中教審——……………	大臣官房企画室	84
昭和五十一年度地方教育費、七兆円を超える……………	大臣官房調査統計課	85
ひしめく四十歳代から五十歳代へ……………	大臣官房調査統計課	86
霞が関ニュース……………	大臣官房企画室	95
文化財 写真と解説……………		94

1 / 表紙絵募集要領……………
表紙 青木 茂生
カット 内部 敬生

国立の芸能公開施設について

文化庁無形文化民俗文化課

一

東京三宅坂にある国立劇場が開場したのは、昭和四十一年十一月のことである。これが日本ではじめての国立の芸能公開施設の誕生であった。明治以降の日本の近代化の歩みの中で、国立の美術館や博物館などの芸術文化施設は、比較的早くから整備されてきていたのであるが、これに反して、芸能文化に関する施設は、その実現にほぼ一世紀に近い歳月を必要としたのであった。

日本に国立劇場を設立しようとする動きは、明治のはじめからあった。明治八年、フランスから帰ってきた光妙寺三郎が西園寺公望らとはかって、十二世守田勘弥に国立劇場の必要性を説き、その刺戟を受けた守田勘弥は、明治十一年に欧風様式を取り入れた新富座を作った。これは民間の劇場であ

欧諸国にみられる宮廷劇場もしくは国立劇場を建設しようとする動きでもあった。

明治三十九年になると、伊藤博文を中心とする政、財界の人々による国立劇場設立発起人会が開かれる。明治二十年代から続けられている国立劇場待望論に応えての会合であった。この会は一回だけしか開かれなかったが、この待望論が形を変えて、明治四十四年の帝国劇場開設につながっていく。帝国劇場は、日本ではじめての純欧風劇場であった。

大正期には、新劇俳優からオペラに転向した笹本甲午が国立劇場の設立を提唱するとともに、貴族院、衆議院の両院に請願している。

昭和に入ると、まず昭和十一年に、早稲田演劇協会内に国立劇場設置委員会が設けられ、「国立劇場建設趣意書」が作成されるとともに、その建議案が国会に上程された。この建議案は、昭和十二年六月に満場一致で衆議院を通過したが、その後の日華事変の勃発により実現をみることはできなくなってしまう。

日華事変から第二次世界大戦に拡大した戦火は、昭和二十一年に終戦を迎えた。戦後は文化国家としての建設が叫ばれる

ったが、その設立の意図には、あきらかに国立劇場に代るべき自負があったといえることができる。

明治十九年、演劇改良会が設立される。発起人には、井上馨、穂積陳重、森有札などの政、財界の実力者が名を列ね、日本の演劇の改良向上をはかるとともに、上流階級の人々が観劇するにふさわしい劇場を建設することを目的としていた。この改良会の運動は、理想にすぎたため、充分の効果をあげることなく終わってしまうが、この運動を契機として、明治二十一年に日本演芸燐風会、翌二十二年には日本演劇協会などが生まれ、日本の演劇に対する関心が高められ、当時設立された東京劇場会社では、英人コンドルに依頼して劇場の設計まで行っている。

これらの運動は、日本の演劇改良運動であると同時に、西ようになり、芸術文化に対する関心も再び強くなってきた。そのような風潮の中で、時の社会党内閣の首相であった片山哲が、国立劇場建設の実現をはかることを提唱し、昭和二十二年には「演劇文化委員会」が発足して、国立劇場建設案が作成されるに至った。この委員会案は、国会に上程されるころまでいったが、片山内閣の瓦解によってまたも中途のまま終わってしまうことになった。

第二次世界大戦後の芸術文化の振興のために、文部省は芸術祭を開催するとともに、昭和二十三年以降、毎年、国立劇場設置の予算化を要求しているが、これも実現することなく、わずかに昭和二十七年、一橋講堂を年間百日間借り上げて、その施設を低廉な料金で新劇団などに利用させる仕事をはじめた。これは、国の施設を国の負担において利用させるという、いわば無形の国立劇場という性格を持っていたものであった。

このように、明治からの国立劇場設立運動は、長い歴史の中で挫折を繰り返しながら進められてきたのであるが、ようやくにして国立劇場建設の端緒が開かれるに至った。それは昭和三十年からのことであった。

昭和二十五年に成立した文化財保護法は、その中に日本の無形文化財の保存、活用が盛りこまれており、続いて、昭和二十九年の法改正により、重要無形文化財指定制度がスタートしてその施策は強化された。しかし、この制度とともにさらに抜本的な保護方策が望まれ、昭和三十年には、文化財保護委員会が芸能施設調査研究協議会を設けて、国立劇場設立計画を諮問した。これが日本における国立劇場実現の出発点となったのである。

同協議会は、翌三十一年三月に、国立劇場に関する基本的構想を答申し、同年四月からは、閣議決定による国立劇場設立準備協議会が発足した。この協議会は、文化財保護法の趣旨を体し、三十一年八月に伝統芸能のための大劇場、小劇場ならびに伝承者の養成、調査研究のための諸施設を含む中間答申を行うが、国立劇場敷地が未定のため、その実現化をはかることは容易ではなかった。

しかし、このような国立劇場設置案が公表されるにしたいが、国立劇場に対する世間の関心が高まり、それと同時に、伝統芸能以外の芸能分野である現代的芸能のための劇場もと

もに建設してほしいとの要望が強く出されるようになった。

努力の甲斐があつて、昭和三十三年十一月に、現国立劇場敷地が建設用地として決定したのであるが、同協議会では、芸能界の要望を容れてさらに検討を続け、昭和三十四年に、伝統芸能のための第一劇場、現代芸能のための第二劇場、能楽堂、伝統芸能のための小劇場の四つの劇場を含む設立案を答申した。それぞれの芸能分野の要望を組みこんだ案ではあつたが、実際に決定している敷地では、その案を実現することは不可能であつた。敷地が狭少であつたことと、建築基準法等の制約があつたからである。

最終的には、伝統芸能のための一、八〇〇人程度の劇場と、後継者養成のための小ホールならびに資料調査関係施設を建設することが決定された。これは昭和三十六年のことであつた。この決定にしたがつて、建設に必要なさまざまな調査が進められ、翌三十七年に建築設計案が広く一般から公募された。応募設計案は三〇七点の多きに達し、海外からの応募もみられた。審査の結果、正倉院の校倉造りの様式を取り入れた岩本博行他十三名の手になる設計案が当選し、実施設計を経た後の昭和三十九年から建設工事がはじめられた。足

かけ三年後の昭和四十一年九月に工事は完了し、同年十一月一日、はなはなしい開場式が行われたのであつた。

明治以降の宿願であつた国立劇場は、ほぼ百年に近い歳月の流れを経て実現されたわけであるが、その国立劇場もいまは早十二年目の年を迎えている。大劇場は歌舞伎公演を、小劇場は文楽公演を中心とし、さらに雅楽、邦楽、邦舞、民俗芸能などの伝統芸能の公演を実施し、多大の成果を挙げている。養成の面では、後継者難を伝えられていた歌舞伎、文楽の研修生を養成し、すでにその卒業生が舞台の上で活躍するようになってきている。調査研究の面でも、近代歌舞伎年表の作成というような貴重な仕事を着々と進めている。

国立劇場開設以来、国立劇場が日本の伝統芸能の保存と振興に果たした功績はきわめて大きい。無形文化財の保護のための方策として実現された国立劇場は、すでに充分の成果を挙げ、今後さらに輝やかしい道を歩んでゆくに違いない。

三

伝統芸能の保存と振興を目的とする現国立劇場が建設される時に、同時に建設を要望され、具体的な建築構想も示されていた現代芸能のための劇場は、敷地の関係で実現をみるこ

とができなかつた。しかし、それで火が消えたわけではなかつた。

現代芸能に関係する人々の強い要望があつて、昭和四十六年から第二国立劇場（仮称）の調査費が計上され、現代芸能の公開施設のための調査がはじめられた。続いて翌四十七年には、第二国立劇場設立準備協議会が設置され、事業専門委員会において、音楽、舞踊、演劇に関する各種の問題が討議された。現代芸能といつてもその範囲は広い。オペラ、オーケストラ、バレエ、現代舞踊、現代演劇などの各分野の要望を土台にして、第二国立劇場の基本計画は慎重に練られた。

この結果、昭和五十年に、第二国立劇場設立準備費が計上され、同五十一年には基本構想案が第二国立劇場設立準備協議会で承認された。

第二国立劇場の事業は、公演事業、養成事業ならびに資料・情報の収集、保存、提供及び調査研究事業からなり、公演事業の中心となる公開施設は、オペラ、バレエ、現代舞踊などのための大劇場、オーケストラ、合唱などのためのコンサート・ホール、現代演劇、室内オペラなどの中劇場、さらには芸術家養成機関付設の小ホールの四つとなつてい

る。このほか、地方巡回公演や海外との交流公演が積極的に
行われることになっており、また併設される舞台芸術センタ
ーは、現代舞台芸術全般にわたる情報機関としての役割りを
果たすよう計画されている。

この第二国立劇場を実現させるためには、まず敷地の確保
が必要であるので、二、三の有力候補を選んで検討した結
果、通産省東京工業試験所跡地を適地として選定し、これの
確保に力を注いでいるのが現状である。用地が確定され次
第、設計競技、基本設計の策定及び建築工事が順次進められ
ることになっている。

四

第二国立劇場とともに、現国立劇場の計画にありながら
も、その建設が延ばされてきたものに能楽堂がある。能楽は
七百年の伝統を持つ世界最古の舞台芸術であるとともに、そ
の完成された様式によって世界に知られている文化遺産であ
る。舞台の形式が特殊であるため、独自の施設を必要とし、
これがために、現国立劇場の中に設置することができなかった。

しかし、能楽関係者や一般有識者の強い要望があり、昭和

かった。

この国立文楽劇場が具体的に取りあげられたのは、昭和五
十年のことであった。大阪府、大阪市と大阪財界の強い要望
があり、文化庁は芸術文化専門調査会に文楽部門を設けて審
議を開始、昭和五十二年には、国立文楽劇場設立準備調査会
を設置して、その早期実現のための構想を練った。幸い大阪
市が市内の適地を提供することが内定したため、この計画は
促進され、五十四年度以降に基本設計、実施設計を進め、で
きるだけ早い時期にこれを完成させるよう作業が進められて
いる。

六

いま一つ、国立の芸能施設として完成が目前に迫っている
のは、国立演芸資料館（仮称）である。落語、講談、浪曲、
漫才、いろいろの等のが国独自の伝統的な大衆芸能のすぐれ
た技芸を伝承してゆくために設置されるものであり、各種文
献をはじめとする貴重な大衆芸能資料が収集、保存されると
ともに、資料館内に設けられるホールを活用することによっ
て、貴重な伝承の技芸が引き継がれてゆくことを目的として
いる。この資料館の設立については、昭和四十九年に、演芸

四十九年から芸術文化専門調査会に能楽部門を設けて、能楽
に関する専門的な調査を実施することになった。この結果国
立能楽堂を設置することが肝要であるとの結論に達し、昭和
五十一年には、国立能楽堂設立準備調査会が発足した。

この調査会で理想的な国立能楽堂の基本構想が策定される
一方、これを建設する敷地についても検討が進められ、東京
千駄ヶ谷にある東京通産局跡地が建設用地として決定される
とともに、昭和五十三年に基本設計に入り、五十四年度から
は実施設計が進められるところまで作業が進捗している。

五

東京以外の都市で、国立の芸能公開施設の建設が計画され
ているのは大阪である。大阪は文楽にもっともゆかりのある
土地であり、その文楽は上方の人々の力によって育てあげら
れてきた。かつては隆盛を誇り、第二次世界大戦後も松竹の
手で経営されていたが、昭和三十八年に松竹から離れ、国、
大阪府、大阪市等の補助金を得て、財団法人文楽協会が運営
をすることになった。この時から、大阪に国立の文楽劇場の
設立が望まれていたのであるが、当時は日本ではじめての現
国立劇場を建設中のことでもあり、その希望はかなえられな

資料館設立準備調査会が設けられ、その調査会の意見によっ
て設立計画が練られた。

昭和五十一年、国立劇場隣接地が購入され、その地に資料
館が建設中である。昭和五十三年度内に建設工事を完了して
開館する予定であるが、開館後は、国立劇場の附属施設とし
て運営される。

七

生みの苦しみを味わいながら開場した伝統芸能のための現
国立劇場が十余年の歩みを刻んでいるいま、そのあとを追う
ように、第二国立劇場、国立能楽堂、国立文楽劇場、国立演
芸資料館が、それぞれの建設計画を実現するための努力を続
けている。これらの芸能公開施設が完備する時、日本の芸能
文化は一層はなやかさを増し、日本文化の進展に大いなる力
を発揮するであろう。その日が一日も早く来ることを望みた
い。

◇今年の夏は各地で記録的な暑さが続き、深刻な水不足に悩まされた地方が多かったようですが、読者の皆さんにとって、この夏はいかがでしたでしょうか。

◇今月は文化財の保護、特に私たちの生活の中に生きている伝統文化を中心にとりあげてみました。

科学技術の飛躍的な進歩によって、私たちの日常生活面でも便利なことが多くなりました。しかし、反面これに伴って、生活様式も昔と比べると随分変わってきており、昔からの慣習、生活用具などで、それがいつしか消えていくという現象も多々見られるようになってきました。

そこで、この際、我々の祖先が長い歴史の中でつくりあげた伝統的な民俗文化を、もう一度見直してみようではないかという気運が高まっています。貴重な文化資産の保護とその活用のためにはどうしたらよいか、識者の方々にいろいろな角度から論じていただきました。

◇来月号では、高等学校の新学期指導要領について特筆します。

MEJ 61 月刊 「文部時報」 9月号 第1216号

文 部 省

昭和53年9月5日 印刷
昭和53年9月10日 発行

著作権
所 有

株式会社きょうせい

定価 200円 (千33円)

発行所
本 社 東京都中央区銀座7丁目4番12号
(郵便番号 104)

年間購読料 2400円 (千共)

(営業所) 東京都新宿区四五軒町52番地
(郵便番号 162)

* ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます

電話 東京(268)2141(代表)

振替口座 東京9-161番

* なお、購読の申し込みは、直接営業所または
もよりの書店にお願います

印刷所 株式会社 行政学会印刷所